

## 文京区基本構想策定協議会区民委員選考要綱

平成 20 年 12 月 10 日 20 文企企第 229-2 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、文京区基本構想策定協議会区民委員募集要綱（20 文企企第 229 号）第 5 条に規定する文京区基本構想策定協議会区民委員（以下「区民委員」という。）の選考について定めることを目的とする。

### (選考委員会)

第 2 条 区民委員の選考に当たって、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は企画政策部長、総務部長、教育推進部長、企画政策部企画課長の職にある者をもって構成する。

### (委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置き、企画政策部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の意見を統理する。

### (選考方法)

第 4 条 区民委員の選考は、面接の内容に基づき判断して行う。

### (面接による審査)

第 5 条 面接は、委員長が課長等のうちから指定した 3 名の面接審査員が行う。

2 前項の面接は、面接審査員がそれぞれ、次の事項について評価を行う。

- (1) 基本構想及び基本計画（以下「基本構想等」という。）の策定について積極的に取り組む姿勢があること。
- (2) 健康状態等の理由により基本構想等の策定に係る審議等への継続的な参加について支障がないこと。
- (3) その他基本構想等の策定について著しい支障がないこと。

### (区民委員の決定)

第 6 条 委員会は、第 5 条第 2 項の規定による面接の評価により区民委員を決定する。